東松山市農業物価高騰対策支援金

東松山市では、物価高騰により影響を受けている 農業者の事業継続を支援するため、50万円以上の農 業収入が確認できる農業者に支援金を給付します。

申請期間

令和4年12月1日~令和5年2月28日

条件は大きく3つ!

- ①<u>50万円以上の農業収入</u>が令和3年分の税申告書などで確認できる農業者(法人を含む)
- ②<u>市内在住</u>、又は<u>市外在住で東松山市内で営農</u>を行っている 農業者
- ③市税の滞納がない農業者

支援金額は3段階!!

- ①農業収入額 50万円以上100万円未満 ➤ 5万円
- ②農業収入額100万円以上500万円未満 ➤ 10万円
- ③農業収入額500万円以上 ➤ 20万円

提出書類は4種類!!!

- ①申請書兼請求書
- ②令和3年分の農業収入が確認できる税申告書の写しなど (税務署の受付印があるもの)
- ③振込先の口座番号が確認できる書類 (申請者名義の通帳の写しなど)
- ④本人確認書類 ※個人の方 (運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの写し)
- ※詳細は裏面をご覧ください。

東松山市農政課(市役所地下1階) 〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 問合せ先 ☎0493-21-1400

市ホームペー

■提出書類一覧

市内在住、又は市外在住で東松山市内で営農を行っている個人農業者

- 1 申請書兼請求書
- 2 令和3年分の農業収入が確認できる税申告書(確定申告書や住民税申告書)の写し(税務署の受付印があるもの) ※市内在住の方は課税課で住民税申告書の写しを取得できます。
- 3 振込先の口座番号が確認できる書類 ➤申請者名義の通帳の写しなど
- 4 本人確認書類(申請者の住所・氏名・生年月日が確認できるもの) ▶運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの写し

東松山市内で営農を行っている法人

- 1 申請書兼請求書
- 2 令和3年分の法人税申告書別表1の写し
- 3 令和3年分の決算報告書の写し
- 4 振込先の口座番号が確認できる書類
 - ▶申請者名義の通帳の写しなど

【次に掲げるものは給付対象から除きます。】

- 1 市税等(市県民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、軽自動車税、国民健康保険税であって、市に納めるものをいう)を滞納している方(徴収の猶予を受けている方を除く)
- 2 本支援金の給付を受けたことがある方
- 3 公共法人、公益法人等及び協同組合等
- 4 暴力団、暴力団員、又は暴力団関係者
- 5 政治団体
- 6 宗教上の組織又は団体
- 7 市税の滞納状況及び営農状況について調査を行うことに同意いただけ ない方
- 8 支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断した場合

【申請方法】

- 1 郵送による提出
 - ・申請書兼請求書に記入の上、添付書類とともに農政課あてに郵送して ください
- 2 窓口での申請 ※申請状況により混雑が予想されます
 - ・農政課窓口にて申請を受け付けます (8時30分~17時15分(開庁日のみ))
- ◆提出前にもう一度記載内容に誤りがないかご確認ください
- ◆申請書には連絡先の記入をお願いします

窓口の混雑緩和のため、郵送での申請にご協力お願いします。